政令第二百四十五号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第四項及び第六項、第二十四条第一項ただし書（同法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第百六十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の七の三第七号ロ中「除く。以下この号において同じ」を「除く」に改め、同号ハ中「又は発起人その他これに準ずる者」を「又は株主その他の構成員」に改め、同号ニを次のように改める。

ニ　当該譲渡制限のない有価証券の発行者である法人の子会社等（法第二十九条の四第三項に規定する子会社その他これに準ずる法人をいう。以下ニにおいて同じ。）又は当該子会社等の役員若しくは発起人その他これに準ずる者（当該子会社等の設立後に当該子会社等の役員又は株主その他の構成員のいずれにも該当しない期間があり、かつ、当該期間が連続して五年を超える場合の発起人その他これに準ずる者を除く。）

第三条の五第一項中「株券」を「次に掲げる有価証券」に改め、同項に次の各号を加える。

一　株券

二　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するもの

三　有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前号に掲げる有価証券であるもの

四　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

第四条の十第一項中「優先出資証券」を「次に掲げる有価証券」に改め、同項に次の各号を加える。

一　優先出資証券

二　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で優先出資証券の性質を有するもの

三　有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前号に掲げる有価証券であるもの

四　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

第二十六条の二の二に次の一項を加える。

7　第一項から第五項までの規定は、法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の開設する私設取引システム（法第二条第八項第十号に掲げる行為（競売買の方法その他取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における売買価格の決定方法に準ずるものとして内閣府令で定める売買価格の決定方法により行うものに限る。）による有価証券の売買を行う市場をいう。次条第七項、第二十六条の四第六項及び第二十六条の六第三項において同じ。）における有価証券（金融商品取引所が上場する有価証券又は店頭売買有価証券に限る。次条第七項、第二十六条の四第六項及び第二十六条の六第三項において同じ。）の売付けについて準用する。この場合において、第一項及び第四項中「会員等」とあるのは「顧客」と、第五項中「法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

第二十六条の三に次の一項を加える。

7　第一項から第五項までの規定は、法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の開設する私設取引システムにおける有価証券の売付けについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「会員等」とあるのは「顧客」と、第五項中「法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

第二十六条の四第一項中「とき」を「場合において、次の各号のいずれかに該当するとき」に、「が当該空売り」を「が当該空売り前」に改め、同項ただし書中「が当該直近公表価格」の下に「の公表前」を加え、同項に次の各号を加える。

一　当該取引所金融商品市場における当該空売りの時の属する取引時間（当該空売りに係る有価証券の売買を行うことができる時間として内閣府令で定める時間帯をいう。次号において同じ。）の開始の時から当該空売りの直前までの間において当該金融商品取引所が公表した当該取引所金融商品市場における当該空売りに係る有価証券の売買価格のうちに、当該空売りに係る有価証券につき当該金融商品取引所が当該売買価格の公表前の直近に公表した当該取引所金融商品市場における基準価格（法第百三十条に規定する最終の価格又はこれに準ずる価格を基礎として内閣府令で定めるところにより算出される価格をいう。以下この項において同じ。）から当該基準価格に内閣府令で定める割合を乗じて得た価格を控除した価格以下のものがあるとき。

二　当該取引所金融商品市場における当該空売りの時の属する取引時間の開始前の直近に終了した当該空売りに係る有価証券の主たる市場（当該有価証券について売買高その他の状況を勘案して内閣府令で定める一の取引所金融商品市場をいう。）における取引時間において当該主たる市場を開設する金融商品取引所が公表した当該主たる市場における当該空売りに係る有価証券の売買価格のうちに、当該空売りに係る有価証券につき当該金融商品取引所が当該売買価格の公表前の直近に公表した当該主たる市場における基準価格から当該基準価格に前号に規定する割合を乗じて得た価格を控除した価格以下のものがあるとき。

第二十六条の四第二項中「者は」の下に「、前項各号のいずれかに該当するときは」を加え、同項ただし書中「が当該直近公表価格」の下に「の公表前」を加え、同条第五項中「おいて」の下に「、第一項第一号中「第百三十条」とあるのは「第六十七条の十九」と、同項第二号中「一の取引所金融商品市場」とあるのは「一の店頭売買有価証券市場」と、「金融商品取引所」とあるのは「認可金融商品取引業協会」と」を加え、「「内閣府令」を「内閣府令」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第一項から第四項までの規定は、法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の開設する私設取引システムにおける有価証券の売付けについて準用する。この場合において、第一項中「会員等」とあるのは「顧客」と、同項第一号中「第百三十条」とあるのは「第六十七条の十九又は第百三十条」と、「又はこれに準ずる価格を基礎として」とあるのは「に相当するものとして」と、同項第二号中「一の取引所金融商品市場」とあるのは「一の取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場」と、「金融商品取引所」とあるのは「金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会」と、第四項中「法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

第二十六条の五第一項中「金融商品取引所の会員等は、」を「金融商品取引所が上場する有価証券であつて」に、「有価証券（」を「もの（」に改め、「当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において」を削り、「とき」を「当該指定有価証券に係る主たる金融商品取引所（前条第一項第二号に規定する主たる市場を開設する者をいう。以下この条において同じ。）の会員等」に、「金融商品取引所に」を「主たる金融商品取引所に」に改め、同条第五項中「の開設する店頭売買有価証券市場における」を「が登録する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第一項中「前条第一項第二号」とあるのは、「前条第五項において準用する同条第一項第二号」と読み替えるものとする。

第二十六条の五第五項を同条第六項とし、同条第四項中「金融商品取引所」を「主たる金融商品取引所」に改め、「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「取引所金融商品市場においてする」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「取引所金融商品市場においてする」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　指定有価証券について、前項各号に掲げる空売りを行つた者（当該指定有価証券に係る主たる金融商品取引所の会員等を除く。）は、内閣府令で定めるところにより、当該各号に定める情報を当該指定有価証券に係る主たる金融商品取引所の会員等のうちいずれか一の者に対し提供しなければならない。この場合において、当該情報の提供を受けた主たる金融商品取引所の会員等は、内閣府令で定めるところにより、当該情報を当該主たる金融商品取引所に対し提供しなければならない。

第二十六条の六第三項中「売付け」の下に「及び法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の開設する私設取引システムにおける有価証券の売付け」を加える。